

所沢青年会議所OB会

会則

第1条 本会は所沢青年会議所OB会と称する。

第2条 本会は公益社団法人所沢青年会議所（以下「所沢J C」という）を卒業し、引き続き所沢J Cの活動を理解するものを以って組織する。

従って、原則として次の者は入会及び会員の資格を失う。

1. 卒業年度の例会への出席率が50%以下の者
2. 所定の会費納入を怠った者
3. 会員として相応しくない者

第3条 本会の事務所は所沢J C内に置く。

（目的）

第4条 本会は所沢J Cの恒久的発展を支援し、併せて会員相互の情報交換並びに親睦を図ることを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 所沢J Cで行う事業に対する全般的な支援運動
2. 会員相互の親睦融和に資する行事の開催
3. その他に必要な事業

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

幹事長 1名（新入会者より選出する）

代表委員 （卒業順に会員15名につき1名、15名を超える年度は、その年度から1名）

会計 1名（所沢J CのOB担当）

役員任期は1年とする。

第7条 総会・役員会議は必要に応じ、会長がこれを招集し開催（会議）する。

第8条 本会の運営に必要な経費は会費及び寄付金をもってあてる。

（会費）

第9条 本会の会費は終身会費金15,000円とし、所沢J C卒業時に一括払いとする。

（慶弔）

第10条 本会の会員に対しての慶弔は下記の通りとする。

1. 慶事においては、原則として金品等の贈答はしないこととする
2. 弔事においては、会員の死亡時に生花等を送ることとする

その他の慣例に則り適宜対応する

第11条 この会則に定めるもののほか必要な事項については役員会に諮って定める。

第12条 本会の事業・会計の年度は1月1日より12月31日とする。

附 則

本規定は昭和 5 8 年 4 月 5 日より施行する。

平成 1 3 年 1 1 月 2 9 日改正

- (第 4 条 変更)
- (第 5 条 2 変更)
- (第 6 条 変更)
- (第 7 条 変更)
- (第 9 条 変更)
- (第 1 1 条 変更)

平成 2 2 年 1 月 9 日改正

- (第 1 0 条 追加)
- (第 1 0 条を第 1 1 条へ)
- (第 1 1 条を第 1 2 条へ)

令和 5 年 1 月 1 0 日改正

- (第 2 条～第 6 条 変更)
- (第 9 条 変更)
- (第 1 0 条 変更)

令和 6 年 1 月 1 5 日改正

- (第 2 条～第 6 条 変更)
- (第 2 条 従って、以降の文を追加)
- (第 9 条 変更)
- (第 1 0 条 2. 弔事の記載より花環を削除)